

ふえふき し
笛吹市くらしのガイド

笛吹市生活指南

せいかつ
【生活について】

「关于生活」



ふえふき し やくしょ
笛吹市役所

笛吹市役所网站

<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

きんきゅうじたい
《緊急事態のとき》



《遇到紧急情况时》

はんざい こうつうじこ
【犯罪や交通事故にあったとき】

【遭受犯罪侵害或者遇到交通事故时】

- 電話番号 110 番で、警察に電話して、状況を伝えてください。



- 拨打 110 电话向警察报案、并讲明自己的状况

かじ
【火事のとき】

【遇到火灾时】

- すぐに電話番号 119 番で、消防署に電話して、状況を伝えてください。



- 马上拨打 119 电话向消防队报警、并讲明火灾状况。

きゅうびょう おおけが
【急病、大怪我のとき】

【遇到疾病或者受重伤时】

- 電話番号 119 番で、消防署に電話して、救急車を要請してください。



- 拨打 119 电话向消防队报警、并叫救护车。



さいがい よそく
【災害が予測される時】



【予測到災害時】

- さいがい お よそく とくべつけいほう はつれい
● 災害が起こることが予測されると特別警報が発令され
とくべつけいほう はつれい し ひなんじょうほう
ます。特別警報が発令されたら、市からの避難情報に
したが こうどう
従い行動してください。

ちか していひなんじょ ばしょ かくにん
近くの指定避難所の場所を確認しておいてください。

- 如果被预测到灾害发生时、会发布特别警报。发布特别警
报后、请根据来自市的避难信息进行行动。
请提前确认好附近的指定避难所的地点。



と あ さき ふえふきし やくしよぼうさい き かんりか
■ 問い合わせ先： 笛吹市役所防災危機管理課

■ 咨询处： 笛吹市役所防灾危机管理課

TEL: 055-261-3361

にほん す
《日本に住むために》

《为了在日本居住》

とくべつえいじゆうしゃしょうめいしょ
【特別永住者証明書】

【特別永住证明】

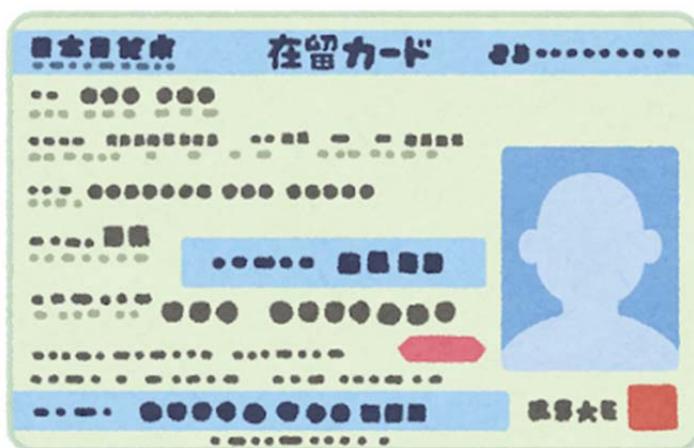


- がいこくじんとうろくしょうめいしょ とくべつえいじゆうしゃしょうめいしょ
外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなさ
れる期間内に、市役所で有効期限の更新申請をしてく
ださい。まだ特別永住者証明書を持っていない方で、
きかん まんりょう がいこくじんとうろくしょうめいしょ も かた
期間が満了した外国人登録証明書を持っている人
は、市役所で交付申請をしてください。氏名などの変更
しやくしょ こうふしんせい しめい へんこう
についても、市役所で手続きをしてください。
- 外国人登録证须在目前批准的特別永住证明有效期内、到
市役所申请更新手续。另外、没有特別永住证明的人、持期
限已滿的外国人登録证到市役所办理手续。更改姓名时也
需要到市役所办理手续。

ざいりゅう 【在留カード】

【在留卡】

- ちゅうちようきざいりゅうしゃ こうしんてつづ にゅうこくかんりきよく
● 中長期在留者の更新手続きは、入国管理局でできます。
- 中期、长期在留的更新手续，须在入国管理局申请办理。



と あ さき し やくしよこせきじゅうみんか
■ 問い合わせ先： 笛吹市役所戸籍住民課

■ 咨询处： 笛吹市役所戸籍住民課

TEL: 055-261-2029

《戸籍に関すること》

《关于户籍》

【しゅっさん 出生、しぼう 死亡、けっこん 結婚、りこん 離婚のとき】

【出生、死亡、结婚、离婚时】

- こ 子どもがう 生まれたときは、う 生まれた
しやくしょ 市役所にとど 届け出るで 必要があります。ひつよう
- 婴儿出生时、须在出生之日起 14 天以内到市役所办理出生
登记。
- かぞく 家族がしぼう 死亡したときはしぼう 死亡したひ 日から 7 日にち の間あいだ に市
やくしょ 役所にとど 届け出るで 必要があります。ひつよう
- 家人死亡时、从死亡之日起 7 天以内、必须到市役所办理相
关手续。
- けっこん 结婚したとき、りこん 離婚したときもしやくしょ 市役所にとど 届け出るで 必要があり
ます。とど 届け出る前に、こせきじゅうみんか 戸籍住民課にそうだん 相談してください。
- 结婚、离婚时都必须到市役所办理登记手续。办理手续之
前、请详细咨询戸籍住民課。



【印鑑登録】

【印章登録】

- 土地や建物の登記や、車の登録をするには、市役所が発行する印鑑登録証明書が必要です。印鑑登録は、笛吹市に住所がある15歳以上の方ができます。印鑑登録するには、必要になるものがたくさんあります。登録する前に、戸籍住民課に相談してください。
- 土地、房产的登记、或者车辆登记时、必须提供由市役所发行的印章登录证明。笛吹市在住、15岁以上的人都可以办理印章登录。办理印章登录时、需要提供很多材料。在办理登录手续之前、请咨询户籍住民课。

■ 問い合わせ先：笛吹市役所戸籍住民課

■ 咨询处：笛吹市役所戸籍住民课

TEL: 055-261-2029



《ごみの^{しゅうしゅう}収集について》

《关于垃圾的收集》



【ごみの^{しゅるい}種類と^{あつ}集める^{かいすう}回数】

【垃圾分类及投弃回数】

<ul style="list-style-type: none">・ ^も燃えるごみ ⇒ ^{しゅう}週 ^{かい}2回・ 可燃垃圾 ⇒ 一周2回
<ul style="list-style-type: none">・ ミックスペーパー ⇒ ^{しゅう}週 1~^{かい}2回・ 混合紙 ⇒ 一周1~2回
<ul style="list-style-type: none">・ プラスチック ⇒ ^{しゅう}週 1~^{かい}2回・ 塑料容器包装 ⇒ 一周1~2回
<ul style="list-style-type: none">・ ^{そだい}粗大ごみ ⇒ ^{ねん}年 3~^{かい}6回・ 大型垃圾 ⇒ 一年3~6回
<ul style="list-style-type: none">・ ^{しげんぶつ}資源物 ⇒ ^{つき}月 1^{かい}回・ 可回收的资源物 ⇒ 一个月1回

【ごみの分け方】

【垃圾的分类】

- 市役所の環境推進課で配っている
「**笛吹市ごみガイドブック**」(英語・中国語・韓国語・
スペイン語・ポルトガル語)を見て確認してください。
- 请阅览市役所的环境推进课配发的「**笛吹市垃圾指南**」(英
语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语)



と あ さき ふえふきし やくしよかんきょうすいしんか
■ 問い合わせ先：笛吹市役所環境推進課

■ 咨询处：笛吹市役所环境推进课

TEL: 055-261-2044

すいどう つか
《水道を使うには》 《使用自来水》

すいどうしやうてつづ
【水道使用手続き】 【使用自来水时的手续】

- つぎ ばあい ふえふきしじょうげすいどうりょうきん とど で
● 次の場合は笛吹市上下水道料金センターに届け出を
してください。

- 下述的情况下请到笛吹市上下水道料金中心办理手续。

- すいどう しやうかいし
・ 水道を使用開始するとき
- ・ 自来水开栓使用时
- ひっこ
・ 引越しするとき
- ・ 搬家时
- すいどう ちやうきかんしやう
・ 水道を長期間使用しないとき
- ・ 自来水长期不使用吃
- しやうしやめいぎ か
・ 使用者名義が変わるとき
- ・ 使用人名义变更时



と あ さき ふえふきしじょうげすいどうりょうきん
■ 問い合わせ先：笛吹市上下水道料金センター

■ 咨询处：笛吹市上下水道料金中心

TEL: 055-261-3345

【税金】

【税】

- 外国人の方も、市内に住んでいる場合、納税の義務があります。皆さんに収めていただく税金は、住みよい街づくりを進めるための大切な財源です。必ず、決められた期限までに、納めてください。
- 在日本居住的外国人也有纳税的义务。征收的税是城市建设发展的重要财源。必须在期限内缴纳。



【税金の種類】

【税的种类】

- 笛吹市に納めていただく税金には、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などがあります。このほか、所得税など、国に納める税金もあります。
- 向笛吹市缴纳的税的种类分为居民税、固定資産税、轻型机动车税、国民健康保険税等。另外、还有所得税等国税。

【住民税】

【居民税】

- 個人の前年の所得にかかる税金。
- 向上一年有收入的個人征收的税。
- 納める人
- 征收対象
 - 1月1日に、市内に住んでいて、前年に課税になる所得があった人。
 - 1月1日、居住在市内、上一年有收入的人。
 - 1月1日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷がある人。
 - 向1月1号为止、在市内拥有事务所、事业所、房屋的人。
- 納税の仕方
- 交税方法
 - 給与所得者は、毎月の給料から差し引かれます。
会社によっては、差し引かれていない場合もあります。
会社に確認してください。

- ・ 有固定工资的人、会从每月工资里扣除。但也有工作单位没有扣除的、请向工作单位确认。
- ・ 給料きゅうりょうから差し引かれてない方は、納税通知書のうぜいつうちしょにより、年4回ねん かい わに分けて納めおさてください。
- ・ 如果没有从工资里扣除、请凭纳税通知书、一年内分四次缴纳。

【固定資産税こていしさんぜい】

【固定资产税】

- 土地とちや建物たてものなどにかかる税金ぜいきん。
- 向拥有土地和房产者征收的税。
- 納めおさめる人ひと
- 征收对象
 - ・ 1月1日現在がつ にちげんざい、市内しなに土地とち、家屋かおく、償却しょうきやく資産しさんを所有しよゆうしている人ひと。
 - ・ 向该年1月1日为止、在市内拥有土地、房产、折旧资产者征收的税。



- ^{のうぜい} ^{しかた} 納税の仕方

- 交税方法

- ^{のうぜいつうちしよ} 納税通知書により、^{ねん} ^{かい} ^わ 年4回に分けて^{おさ} 納めてください。
- 凭納税通知書、一年内分四次繳納。

【^{けいじどうしゃぜい} 軽自動車税】

【轻型车辆税】

- ^{けいじどうしゃ} 軽自動車や^も バイクを^{ひと} 持っている人にかか^{ぜいきん} る税金。

- 向拥有轻型机动车或者摩托车的人征收的税

- ^{おさ} ^{ひと} 納める人

- 征收対象

- ^{がつ} ^{にちげんざい} 4月1日現在、^{けいじどうしゃ} 軽自動車、^{バイク} バイク、^{こがたとくしゅじどうしゃ} 小型特殊自動車な^も ^{ひと} どを持っている人。
- 该年4月1日为止、拥有轻型机动车、摩托车、摩托自行车的人征收的税。



● のうぜい しかた 納税の仕方

● 交税方法

- ・ のうぜいつうちしよ おさ 納税通知書により納めてください。
- ・ 凭納税通知書繳納。

■ と あ さき ふえふきしやくしよぜいむか 問い合わせ先：笛吹市役所税務課

■ 咨询处：笛吹市役所税務課

TEL: 055-262-4111



【税金の納め方】

【税的繳納方法】

- 税金は、市役所のほかでも金融機関やコンビニエンスストアで納めることができます。決められた期限内に納めないで財産の差し押さえなどが行われます。期限内に納めるのが困難な場合は、ご相談ください。
- 税可在市役所窗口以及金融机关或者便利店繳納。逾期未繳稅者、会进行抵押財產。期限内不能交稅時、请与相关部门取得联系。



■ 問い合わせ先： 笛吹市役所收税課

■ 咨询处： 笛吹市役所收税課

TEL: 055-262-4152

ふえふき し
笛吹市くらしのガイド
笛吹市生活指南

けんこう
【健康】「健康」
こそだ
【子育て】「育児」



ふえふき し やくしよ
笛吹市役所

笛吹市役所网站

<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

《健康で暮らすために》

《为了健康生活》



【検診について】

【关于体检】

- がんなどの病気を早く発見するために、各種検診を行っています。日程は広報や健康カレンダーにてお知らせします。
- 为了早期发现癌症等疾病、实施各种体检。具体日期会在
广报或健康挂历上通知。

■ 問い合わせ先：笛吹市役所健康づくり課

■ 咨询处：笛吹市役所健康推广课

TEL: 055-261-1901

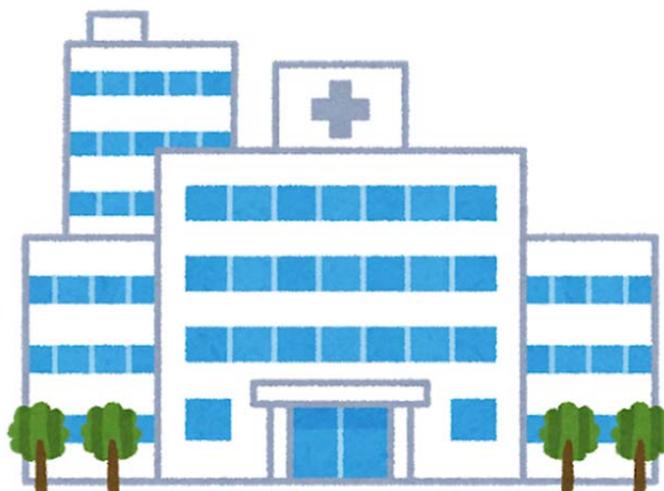
【国民健康保険について】



【关于国民健康保险】

- 病気やケガをしたとき、安心して治療が受けられるように、保険税を出し合い助け合う制度です。
- 为了生病或者受伤时可以安心接受治疗、通过上交保险费获取互助互利的制度。
- 対象になる人＝笛吹市に住む方で住民登録をしている人など。
- 适用对象：笛吹市在住、已办理居住登录的人。
- 対象にならない人＝在留資格がない人、職場の健康保険に加入している人、被保険者の除外要件に当てはまる人など。
- 不适用对象：没有在留资格的人、在工作单位已加入健康保险的人、被保险人正好符合除外项目的人。
- 国民健康保険に加入すると保険証が交付されます。病院に行くときは、必ず持って行ってください。
- 市会给加入国民健康保险的人发保险证。到医院就诊时必须携带此证。

- 職場の健康保険に加入した場合や子どもが生まれたとき、世帯主が変わったとき、加入者が死亡したとき、引っ越すときは市役所で手続きが必要です。
- 在工作単位加入健康保険時、婴儿出生時、戸主変更時、投保人死亡時、搬家时必须到市役所办理相关手续。



■ 問い合わせ先：と あ さき ふえふき 笛吹市役所国民健康保険課

■ 咨询处：笛吹市役所国民健康保険課

TEL: 055-261-2043

しょうがいしやてちよう
《障害者手帳》

《障碍者手册》

しんたいしょうがいしやてちよう
【身体障害者手帳】

【残疾人手册】



● したい しかく ちょうかく へいしょうきのう おんせい げんご そしゃくきのう
肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・咀嚼機能、

しんぞう こきゅうき ぼうこう ちよくちよう しょうちよう めんえききのう かんぞう
心臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓に

えいぞく しょうがい ばあい てちよう こうふ しょうがい
永続する障害がある場合に手帳が交付されます。障害

ていど りよう こと
の程度により、利用できるサービスが異なります。

● 肢体、視力、听力、平衡能力、声音、语言、咀嚼能力、心脏、
呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫功能、肝脏有长期损伤的
人可以领取残疾人手册。根据残疾的程度不同享受的福利
也不同。

【療育手帳】

【療養手冊】

- 児童相談所、または障害者相談所で、知的障害者と判定された人に交付されます。交付を受けた場合、年齢や状態に応じて再判定が必要になります。障害の程度によって利用できるサービスが異なります。
- 被児童相談所或者障害者相談所診断为智力障碍的人可以领取疗养手冊。领取此手冊时、根据年龄病情等需要再次诊断。根据障碍的程度不同享受的福利也不同。

【精神障害者手帳】

【精神疾病患者手冊】

- 精神疾患を有する人のうち、日常生活または社会生活への制約を受ける人に交付されます。統合失調症、躁うつ病、てんかん、薬物関連障害など、精神疾患の全てが対象になります。ただし、療育手帳の対象となる

知的障害は除きます。障害の程度により、利用できるサービスが異なります。

- 在精神疾病患者中、不能正常生活或工作的人可以领取精神疾病患者手册。

以精神分裂症、躁狂抑郁症、癫痫、药物关联障碍等精神疾病人为对象。但是、疗养手册对象的智力障碍的人除外。根据障碍的程度不同享受的福利也不同。

■ 問い合わせ先：笛吹市役所福祉総務課

■ 咨询处：笛吹市役所福祉总务课

TEL: 055-262-1273



こそだ しえん
《子育て支援》

《育児支援》



ぼ し けんこうてちょう
【母子健康手帳】

【母子健康手冊】

- 妊娠した人に、母子健康手帳を渡しています。この手帳には、母親の健康状態や、子どもの成長、予防接種の記録をします。乳幼児健康診査や予防接種を受けるときに、必ず使う大切な物です。
- 市会给孕妇配发母子健康手冊。这本手冊里请记录母亲的健康状况、孩子成长的全过程、接种疫苗记录等。是婴幼儿健康体检或接种疫苗的重要手冊。

にゅうようじけんこうしんさ
【乳幼児健康診査】

【婴幼儿健康体检】

- 子どもの年齢が、4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、2歳、3歳、5歳のときに、健康診査をしています。場所、日にち、時間はお知らせします。

- 婴幼儿在4个月、10个月、1岁6个月、2岁、3岁、5岁时会进行健康体检。地点、日期、时间会提前通知。

よぼうせっしゅ
【予防接種】

【接种疫苗】



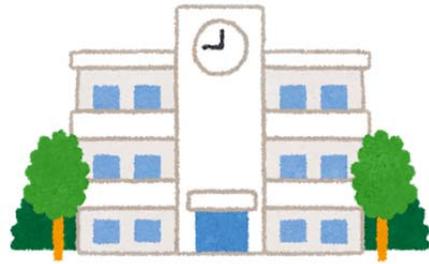
- 感染症の予防のため、予防接種を受けてください。
かんせんしょう よぼう よぼうせっしゅ う
体調のよいときに病院に予約して受けてください。
たいちょう びょういん ややく う
予防接種を受けるときには、予診票と母子健康手帳が
よぼうせっしゅ う よしんひょう ぼしけんこうてちょう
必要です。
ひつよう
- 为了预防感染症、请及时打接种疫苗。在婴幼儿健康状况良好时、向医院预约。接受接种疫苗时、必须携带接种单和母子健康手册。

と あ さき ふえふきし やくしよけんこう か
■ 問い合わせ先： 笛吹市役所健康づくり課

■ 咨询处： 笛吹市役所健康推广课

TEL: 055-261-1901

きょういく がっこう
《教育・学校》《教育・学校》



がっこう
【学校】【学校】

- 日本の教育制度は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年が基本です。学校は4月から始まり、翌年の3月で1学年が終了します。外国籍の方は、就学義務はありませんが、希望があれば市立の小・中学校への就学が可能ですので、学校教育課へ相談してください。経済的理由で、就学が困難な子どもへの保護者に対し、学用品や給食などの費用の一部を助成する制度もあります。

- 日本的教育制度的基本为小学六年、中学三年、高中三年、大学四年。学校四月份开始、第二年的三月份结束。外国籍的儿童没有在日本就读小学、初中的义务。但是可以就学。请咨询学校教育课。市为由于经济理由而就学困难的儿童的保护者提供学习用品、午餐等费用的一部分津贴制度。

と あ さき ふえふき し きょういく いんかい がっこう きょういく か
■ 問い合わせ先： 笛吹市教育委員会学校教育課

■ 咨询处： 笛吹市教育委员会学校教育课

TEL: 055-261-3337